

グループ通算制度（損益通算）

増税

減税

ポイント

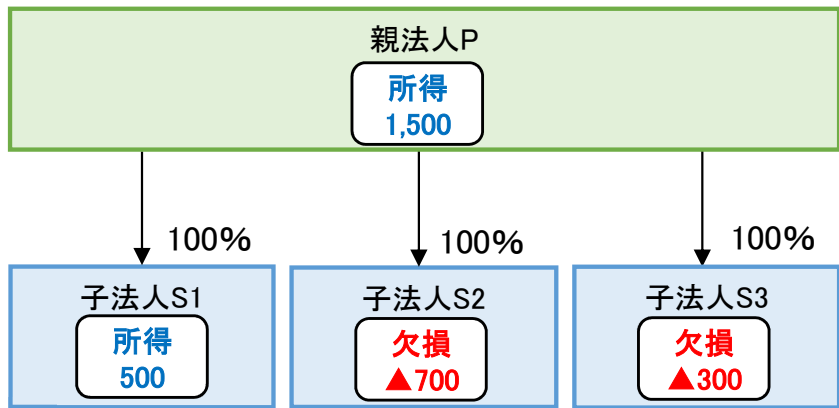
- 損益通算前に所得が生じている通算法人においては、通算対象欠損金額を損金の額に算入する。
- 損益通算前に欠損が生じている通算法人においては、通算対象所得金額を益金の額に算入する。
- 修正申告又は更正により所得金額又は欠損金額が当初の申告と異なる場合であっても、原則として当初の確定申告書の記載金額を所得金額又は欠損金額とみなして損益通算を行う。
- 当初の申告が通算グループ全体で欠損であり、修正申告又は更正により、その修正申告又は更正のあった通算法人に所得が生じるような場合や意図的に所得を過小に申告した場合など一定の場合には、損益通算の計算のやり直しを行う。
(法法64の5)

計算式

$$\text{通算対象欠損金額} = \text{通算グループ内の通算前欠損金額の合計額 (Aを限度)} \times \frac{\text{その通算法人の通算前所得金額}}{\text{通算グループ内の通算前所得金額の合計額 (A)}}$$

$$\text{通算対象所得金額} = \text{通算グループ内の通算前所得金額の合計額 (Bを限度)} \times \frac{\text{その通算法人の通算前欠損金額}}{\text{通算グループ内の通算前欠損金額の合計額 (B)}}$$

原則として
当初申告の
数値で計算



親法人Pの所得金額 = 1,500 - 750(※) = 750

子法人S1の所得金額 = 500 - 250(※) = 250

子法人S2の所得金額 = ▲700 + 700(※) = 0

子法人S3の所得金額 = ▲300 + 300(※) = 0

$$\begin{aligned} & (\text{※}) \frac{1,000}{(700+300)} \times \frac{1,500}{2,000} = 750 \\ & (\text{※}) 1,000 \times \frac{500}{2,000} = 250 \\ & (\text{※}) \frac{1,000}{(1,000 < 2,000)} \times \frac{700}{1,000} = 700 \\ & (\text{※}) 1,000 \times \frac{300}{1,000} = 300 \end{aligned}$$

★チェック

- 修正申告や更正があった場合でも、原則として当初申告に基づき通算するため、他の法人の所得には影響を与えないことになる。

居住用賃貸建物の取得等の仕入税額控除の見直し

ポイント

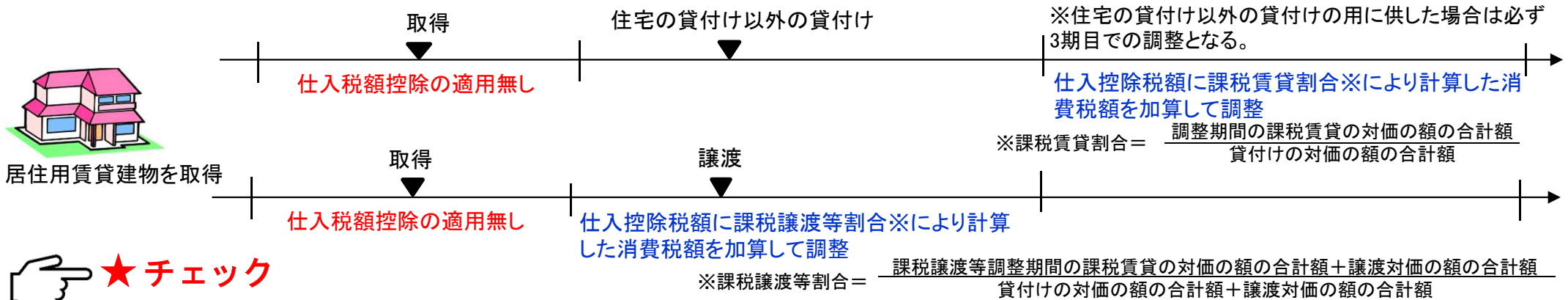
- 居住用賃貸建物(住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物(付属設備を含む)以外の建物であって高額特定資産(※1)又は調整対象自己建設高額資産(※2)に該当するもの)の課税仕入れについては仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分は従来どおり仕入税額控除制度の対象とする。
- 仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物につき、仕入れの日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合は一定の計算に基づく金額を仕入控除税額に加算して調整する。
- 令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について適用する。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には適用しない。
(消法30⑩、35の2、改正法附則44)

※1 高額特定資産

… 一の取引単位において1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産

※2 調整対象自己建設高額資産

… 一の取引単位において1,000万円以上の棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき若しくは事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産



★チェック

- 住宅の貸付け用でないことが不明なものについても仕入税額控除が認められない。
- 不動産取引業者などは資金繰りへの影響も大きい。

国外財産調書制度等の見直し②

増税

相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合の過少申告加算税等の特例の適用の判定

判定の基礎となる次の調書について、相続国外財産が記載されているか？

- イ 被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書
- ロ 相続人の相続開始年の年分の国外財産調書
- ハ 相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

いずれかYES

軽減措置※

すべてNO

加重措置

※軽減措置については、財産債務調書における相続財産についても同様

税務調査において納税者が国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税

< 改正前 >

	過少申告加算税割合
通常	10%
調書に記載あり	5% (5%軽減)
調書の不提出・記載不備	15% (5%加重)

< 改正後 >

		過少申告加算税割合
通常		10%
調書に記載あり	下記以外	5% (5%軽減)
	関連資料の不提示・不提出	10% (軽減なし)
調書の不提出・記載不備	下記以外	15% (5%加重)
	関連資料の不提示・不提出	20% (10%加重)

★ チェック

- 改正前は、加算税の加重措置は所得税のみであったが、改正により相続税にも適用されることとなる。
- 被相続人が調書未提出でも、相続人が相続開始年の翌年に調書を提出していれば軽減措置は可能となる。
- 求められる関連資料については、今後財務省令で確認をする必要がある。